

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

1問 法曹志望者の減少の要因と解決策につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹志望者の減少については、複数の要因が影響しているものと思料。
- ・ 推進会議決定を踏まえ、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、法曹人材確保に向け、しっかりと取組を進める。

〔前提〕

- (・ 法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点からみると、ピークである平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少するなど、大幅に減少しているところ。)

〔減少の要因〕

- ・ 法曹志望者数の減少については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。



(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

2問 司法試験制度の抜本的な見直しにつき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 推進会議決定では、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされた。法務省としては、関係機関の協力を得ながら、引き続き必要な検討を進めてまいりたい。

〔法曹養成制度改革推進会議決定について〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数の回復に向けた取組として、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革等のほか、司法試験の在り方の検討等の取組についても進めるとされた。
- ・ 具体的には、論文式試験の選択科目の廃止の是非を検討するとともに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、予備試験についても必要な制度的措置を講ずることを検討する等とされたところ。

〔結論〕

- ・ 法務省としても、関係機関の協力を得ながら、引き続き必要な検討を進めてまいりたい。

(資料1) 法曹養成制度の流れ

(資料2) 「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)(概要)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

法曹養成制度の流れ

大 学 (4年)

● 法科大学院

(平成16年～)

法学未修者 (3年間)

法学既修者 (2年間)

※ なお、予備試験に合格することにより、
司法試験の受験資格を得ることも可

● 司法試験 (平成18年～)

短答式 (3科目)

・ 憲, 民, 刑

論文式 (4科目)

・ 公法系科目・民事系科目・刑事系科目・選択科目から1科目選択

・ 法科大学院修了者・予備試験合格者が、修了・合格後5年間受験可

● 司法修習

1年間

導入修習 ※平成26年から導入
実務修習 (分野別・選択型)
集合修習

裁 判 官・検 察 官・弁 護 士 等

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

3問 修習給付金制度の創設は歓迎すべきことだが、修習給付金制度の課題をどのように考えているか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度について継続的かつ安定的に運用していくことが重要であると考えている。

〔所見〕

- ・ 修習給付金制度については、金額水準が妥当であるのかといった御意見を含め、様々な御意見があることは承知。
- ・ 本法案が可決成立した場合には、本年11月に修習が開始される第71期の司法修習生から修習給付金を支給することになるが、法曹三者間で確認されているように、新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことが重要であると考えている。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水) 衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

4問 修習給付金の金額は適切であると考えるか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして決定したものであり、適切。

〔前提〕

- ・ 修習給付金の具体的な支給金額については、最終的には最高裁判所規則において定められることになるが、
 - 基本給付金として、全ての司法修習生に対して一律月額13万5000円を支給するほか
 - 司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、住居給付金として月額3万5000円
 - 司法修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合には、その移転につき移転給付金として国家公務員の旅費法の移転料に準拠した金額を併せて支給することを予定している。

〔所見〕

- ・ これらの修習給付金の額は、制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして決定したものであり、適切であると思料。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

(対^大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

5問 修習給付金の税務上の取扱いにつき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 所得税法上、修習給付金は、所得税の課税対象になるものと認識。
- ・ 所得の区分については、雑所得として区分。
- ・ 住民税についても、所得税と同様の取扱いになる。

〔所得税について〕

- ・ 所得税法上、修習給付金は、所得税の課税対象になる(注)ものと認識。

(注) 各給付金のうち、移転給付金は、修習に伴う移転の費用の実費相当額が支給されることから、(収入と経費が一致し、)結果として課税される所得とはならない。

なお、修習1年目(11月末～12月)の基本給付金及び住居給付金については、その金額の合計金額が所得税の申告義務が発生する金額に満たないため、その年に他の所得が無いような場合には、当該給付金は課税される所得とはならないと考えられる。

- ・ 所得の区分については、修習給付金制度の下では、修習給付金は「給与」として支給されるものではないことから、給与所得に該当せず、雑所得として区分されるものと認識している。

〔住民税について〕

- ・ 住民税についても、所得税と同様の取扱いになるものと認識(注)。

(注) 所得税と同様に、修習1年目（11月末～12月）の基本給付金及び住居給付金については、その金額の合計金額が所得税の申告義務が発生する金額に満たないため、その年に他の所得が無いような場合には、当該給付金は、課税される所得とはならないと考えられる。修習2年目（1月～12月中旬）の収入については、翌年度以降に課税される。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対^大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

6問 司法修習生の社会保険の取扱いにつき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 健康保険の取扱いについては、国民健康保険の被保険者に該当することになるものと認識。
- ・ 年金の取扱いについては、国民年金の第一号被保険者に該当することになるものと認識。

〔健康保険の取扱い〕

- ・ 健康保険の取扱いについては、司法修習生は、現行の貸与制下の司法修習生と同様に、国民健康保険の被保険者に該当することになるものと認識。

(注) 司法修習生は国家公務員ではない上、修習給付金も給与として支給されるものではないことから、貸与制下の司法修習生と同様に、裁判所共済組合の組合員たる「職員」には該当しないものと認識。

〔年金の取扱い〕

- ・ また、年金の取扱いについても、司法修習生は、現行の貸与制下の司法修習生と同様に、(厚生年金保険の被保険者には該当せず、)国民年金の第一号被保険者に該当することになるものと認識。

(注) 修習給付金が、労務の提供に対して支払われるものではなく、修習期間中の生活を維持するために必要な費用として定められる額を支給されるものであることからすれば、修習給付金制度下の司法修習生は、厚生年金の被保険者には該当しないものと認識。

(参照条文)

○ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)

(被保険者)

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険 (以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。) の被保険者としな

一・二 (略)

三 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) に基づく共済組合の組合員

四～十一 (略)

○ 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第七十九条 又は第八十二条 の規定 (他の法令のこれらに相当する規定を含む。) による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。) をいう。

二～七 (略)

2～4 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令 (昭和33年政令第207号)

(職員)

第二条 (略)

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 国及び行政執行法人から給与を受けない者

(被保険者の資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法 に基づく老齢給付等」という。））を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2 · 3 (略)

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(適用事業所)

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

- 一 (略)
二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は
事務所であつて、常時従業員を使用するもの
三 (略)

2~4 (略)

(被保險者)

第九條 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯】

(対^大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

7問 司法修習終了者の社会貢献の在り方につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 今後も引き続き、修習の成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会と協議してまいりたい。

〔前提〕

- ・ 司法修習を終えた者が、法曹として修習の成果を社会に還元することを通じて社会に貢献していくことは重要であり、修習給付金制度の創設に伴い、その重要性はより一層高まっていくものと考えられる。
- ・ 現に、法務省は、昨年12月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴い「司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う」ことを確認したところ。

〔検討状況〕

- ・ 「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては（公務に従事することになる裁判官及び検察官以外の弁護士について問題となるが、）、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等において、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につき、
 - 経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援
 - 司法過疎地域への法的サービス等に従事することを推進する方策を講じることが予定され



ているものと承知。

〔所見〕

- ・ 今後も引き続き、司法修習を終えた者の社会貢献につながる修習成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会と協議してまいりたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■】

(対^大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
逢坂 誠二 議員(民進)

8問 現行貸与制と修習給付金制度との制度間の不公平につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。

この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。

- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られないのではないかとも考えられるところ。



(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

【結論】

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯 】